

# 海外募集型企画旅行条件書<募集型企画旅行>

（本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。）

## お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。

### 1.募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社ユニテッドツアーズ(観光庁長官登録旅行業第300号)(以下「当社」とい)が企画・募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」とい)を締結することとなります。
- 2.契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット)等の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書(以下「本条件書」とい)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 2.旅行の申込み方法

- (1)来店のお申込み
当社所定申込み書に所定の事項を記入し、おひとりにつき別途パンフレットに定める申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は予約料のいずれかです。
- (2)電話・郵送、インターネットその他の通信手段による旅行契約
予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点で契約の予約金は発生せず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったと見做し取り扱います。
- 3.申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 4.お申込み金は、旅行代金の一部として振り入れれます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日まで旅行代金を支払わないときは、その差額の一部として取り扱います。
- 5.申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する場合は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているお名前と一致して記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行や入、関係する機関の氏名訂正が必要となります。この場合、当社は、別途定める実費および手数料1万円をお支払いいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したと見做すことがあります。この場合は所定の取消料を支払ういただきます。

### 3.ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、当社は、以下により、申込書と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。

- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答を待たずにいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確保いたします。申込書と申込金相当額を提出いたします。この時点で旅行契約を成立立してはおりません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- 2.当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様にその旨を通知し、お客様の旅行契約締結の承諾があった時点で「預り金」を申込金に充当し、旅行契約を成立させるものとします。
- 3.旅行契約は、当社が前項により、預り金を申込金に充当した時に成立するものとします。
- 4.当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、その旨をお客様に通知し預り金を全額をお客様に払い戻します。
- 5.当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、又は前(2)により当社がお客様に通知した際にお客様が旅行契約締結承諾しなかったときは、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出又は旅行契約の締結を承諾しない旨の申出が取消対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

### 4.申込条件

- (1)ご参加にあたっては、18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- 2.参加にあたって特別の条件を定める旅行については、(ご参加の性別・年齢・資格・技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります)。
- 3.健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心臓病がある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者(盲・聴覚・知的・身体障害者)の方、お薬を服用中の方その他特別の配慮を必要とする方など、お申込み時点で特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(お申込み時点で成立しない状態になった場合は直ちに申し出てください。また当社がご案内申し上げます。当社の旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出させていただきます。当社は、可能かつ合理的な範囲内で対応しますが、これに際しては、お客様の状況及び必要とされる措置についてお話しし、又は書面でお申し出しいていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置を受ける費用お客様の負担となります。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書をご提出いただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運輸・宿泊機関の変更による場合、お申込みをお断りさせていただきます。ご参加の場合にはコースの行程を変更させていただきます場合があります。
- 4.当社は、旅行中のお客さまを医療、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、保護措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日まで当社が指定する方法で支払われなければなりません。
- 5.お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお断りすることがあります。
- 6.当社は、お客さまが次の1から5のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
  - ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときは、
  - ②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は指定暴力団の反社会的勢力であると思われる行為、
  - ③お薬を服用中であり、その服用が本旅行の安全に不当な影響を及ぼす、取引に際して身体的な活動若しくは暴力を用いる行為又はこれに準じる行為を行ったことと認められる場合、
  - ④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったことと認められる場合、
  - ⑤その他当社が業務上の都合で、お申込みをお断りする場合があります。

### 5.契約の成立と契約書面と最終日程表

- 1.旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したとき成立するものとします。
- 2.契約書面(パンフレット・ホームページ、旅行条件書)と確定書面(以下「最終日程表」とい)を集約時間・場所、運送機関、宿泊機関等に関する確定情報に記載したものをとお渡します。
- 3.最終日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日より前に届いた交付書を送付する場合があります。また、交付日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

### 6.旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって6日目に当た

る日以降、21日目に当たる日(以下「基準日」とい)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社が指定した日までにお支払いいただきます。

### 7.渡航手続

- 1.現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予約履歴の明確なまでの渡航手続は、お客様自身の責任で行っていただきます。但し、当社及び旅行業法で定められた(登記営業所)に所定の料金と金庫申請書、受入、別途追加として渡航手続きの一部を行っていただく場合があります。この場合、当社はお客様の都合自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入りが許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。
- 2.日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

### 8.旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

- 1.航空運賃・日程表に記載された区間のO.C.ミューラ交通賃
- 2.手荷運搬料金・航空会社との規定の荷物制限内
- 3.現地学校でのプログラム費用
- 4.ホムステイ宿泊料金(滞在期間中の朝食・昼食・夕食はホムファミリーに取扱いされます。)
- 5.現地空港・研修地域間往復の送迎費用
- 6.通学費
- 7.履修条件パンフレットに明示した回数。
- 8.研修施設費用(小学生・中学生コースのみ)
- 9.燃油チャージ(今後燃油チャージ率が増減または廃止された場合でも、当該チャージ金は変更はありません。)
- ※上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

### 9.旅行代金に含まれないもの

- ※上記費用以外には旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を明示します。
- 1.旅行代金に代金送付
  - 2.電話代、郵便代などの個人的費用
  - 3.航空会社等の規定する荷物制限を超える超過手荷物料金
  - 4.任意海外旅行保険<必ず加入していただく。受け入れ条件の一つです。>
  - 5.自宅・空港間往復の日本国内交通費
  - 6.事前オンラインエンタージョ参加に要する交通費
  - 7.現地でのご自由行動時の個人的費用
  - 8.日本国内空港施設使用料
  - 9.日本国内空港旅客保安サークル料
  - 10.国際観光旅客料
  - 11.空港施設使用料、空港税・出国税等(以下空港税等とい)を運送機関が政府その他の公的機関に代って取受しているもの。但し、空港税等を含んでいることを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にてお支払いいただく場合と、現地で支払いただく場合があります。

### 10.旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画において、旅行サービスの提供が当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ説明するか当該事由が当社の関与し得ないものでも理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」とい)を変更することがあります。

### 11.緊急内容の変更

- 1.当社は、利用する運送機関の運賃・料金等、パンフレット・ホームページに記載の基準額以上に著しい経済情勢の変動等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- 2.本項(1)の定めるところより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額より旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了の日翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。
- 3.本項(1)の規定に基づき契約内容の変更より旅行の実施を受ける費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けた旅行サービスに対して取消料、予約料その他既にお支払い、又はこれから支払うなければならない費用)を含まず、(1)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っていかずとも、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備数の不足が生じていることを除きます)場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 4.当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合には、旅行契約の成立後に旅行のキャンセル等事由による当該旅行契約を解除する旨をお知らせしたときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

### 12.お客さまご変更

語学研修・ホームステイプログラムの特性上お客様の変更はできません。

### 13.お客さまによる旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

- 1.お客さまは、パンフレットに定める取消料を当社にお支払い旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客さまが社らのそれぞれの営業日・営業時間 内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外の場合は、旅行契約の申込みには応じられません。休業日の翌営業日の受付となります。
- 2.お客さまは、次の1に掲げる場合には、旅行開始前に取消料を支払うことと契約を解除することができます。
  - イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第23項(表)に掲げるもの、その他の重要なものであことと見做ります。
  - ロ.第1項に基づいて旅行契約が破綻されたとき。
- 3.お客さまが肺炎、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるときと見做す。
- 2.当社は、お客さまに対して第1項(3)で定める期日まで、最終日程表をお渡ししなかつたとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- 3.当社は、本項(1)より旅行契約が解除されたときは、既に取受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)より旅行契約が解除されたときは、既に取受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻します。
- 4.お客さまの都合で旅行開始又はコースを変更された場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合当社は「パンフレット」に基づく取消料を申し受けます。

### 14.お客さまによる旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

- 1.お客さまの都合により途中で離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- 2.お客さまの責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分のうち、取消料、予約料その他の既に支払い、又はこれから支払うなければならない費用に係る金額

(当社の責に帰すべき事由によるものではない)とを差し引いたものをお客さまに払い戻しいたします。

### 15.当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- 1.お客さまが当社所定の日までに旅行代金を支払わないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、パンフレットに定める取消料の解除期日相当の取消料と同額の差額料をお支払いいただきます。
- 2.当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - イ.お客さまが旅行開始前にお申し込みした性別、年齢、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の属性を満たしていないことが明らかになったとき。
  - ロ.お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - ハ.お客さまが契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ニ.お客さまの数が契約書面に記載した最少旅行人員を上回ったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(パンフレットに定める取消料の日)まで規定するキャンセルの旅行を開始するものとして、33日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。

ホ. 上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

### 16.当社による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

- 1.当社はずいぶん掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
  - イ.お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
  - ロ.お客さまが旅行の安全かつ円滑な実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これら者の同意を無視する他の旅行者による暴行又は脅迫などにより、団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。

- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。
- ニ. お客さまが第4項①から④のいずれかに該当するものと見做したとき。
- 2.本項(1)より旅行契約の解除が行われたときは、お客さまが実際に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払ひ、又はこれから支払うべき取消料・予約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了の日翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- 3.本項(1)イ、ハ.により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて当該地に戻るための必要な手配をいたします。この場合にお客さまの費用がかかります。
- 4.集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

### 17.取消料

- 1.旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合は、旅行代金に対しておひとりにつき次の取消料をお支払いいただきます。
本邦国内帰又は帰国時に航空機を利用するコース

取消料日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日前迄(ピーク時)	旅行代金の10%
旅行開始日の前日日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から31日前迄	旅行代金の20%
旅行開始日の前日日から起算してさかのぼって2日前から前日(旅行開始前迄)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※「ピーク時」とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

- 2.当社の責任となない各旅行ロンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料を適用いたします。
- 3.お取消時すでに渡航手続を開始又は終了している場合には、本項の取消料の他に渡航手続所要実費及び渡航手続代料金を申し受けます。一定の事由により、取消料を余額なくされた場合に取消料及び渡航手続費用相当額を支払われる場合があります。詳しくは取扱店におたずね下さい。

### 18.旅程管理

当社は、お客さまに対して次に掲げる業務を行います。お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客さまとご共有する重要な特約を結んだ場合は、これの限りではありません。

- 1.お客さまが運送・旅行中旅行サービスを受けたいとお考えなおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に提供するために必要な措置を講ずること。
- 2.本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更させるを得ないときは、代替サービスの手配を行なうこと。この際、旅行日程の変更によるときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかつともなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

### 19.添乗員等

- 1.当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」とい)を同行させ、第18項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なうことがあります。
- 2.添乗員等は、次に掲げる場合において、パンフレット・ホームページに明示しております。添乗員が割り振られる場合には、現地にあって当社にて手配されたお客さまの乗車(以下「手配旅行者」とい)により本項(1)の業務を行わせ、その各名称及び所属先を最終日程表に明示いたします。
- 3.お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間に限って、団体で行動するときその場合を安全かつ円滑に実施するための添乗員を自由に選択して従っていただきます。お客さまが添乗員等の指示を拒否し、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中で変更し、そのお客さまの以後の旅行契約を解除することがあります。
- 4.添乗員等の業務は、原則として8時から20時までです。

### 20.お客さまに対する責任

- 1.当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配旅行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以上に当社に対して通知があったときには認めません。
- 2.お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の(伝染病による病難、自然発生の旅行中事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによる手配旅行者の日程の変更)もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当社又は当社が指定した手配旅行者の責任と見做し、事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3.お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して21日以内に当社に対して通知するものと限り、人員15万円を限度として当社の故意又は重大過失がある場合を除くことと賠償いたします。

### 21.お客さまの責任

- 1.お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。

(2)お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努力しなければなりません。

- 3.お客さまは、旅行開始後(契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容を精査するものと認識したときは、旅行地において)遅やけなど、旅行の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 22.特別補償

- 1.当社は、第20項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行参加者向けの特別補償制度を定めることにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故(ご自身、その身体、生命又は手荷物の上に乗った一定の損害)によって、死亡・補償額として2500万円、入院療養費として1万円を支払います。傷病品にかかる損害補償額は、旅行参加日よりさらに15万円を限度とします。ただし、補償対象者の一人ごとに対しては、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、貴重書類、撮影するフィルム、その他これら物等補償の対象とならない場合があります。
- 2.当社が、募集型企画旅行契約第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償額の一部又は全部に充当します。
- 3.お客さまが旅行参加中に被られた被害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法外違反行為・法令に違反するサービス提供の使用、山岳登山(ピエック、アイス・クライ、ザイル、ハンマー等)の登山行為を使用するもの)、ユージュ、ポプス・レス、スカイダイビング、ハンパライプ・搭乗、超超重量機(ローター・グライダー、マイクロプロペラ)の搭乗、ジヨ・グライダーの搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償額及び見舞金は支払いません。

- 4.当社の企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる旅行契約の一部として扱います。

- 5.ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が旅行参加中とはいはれません。

### 23.旅程保証

- 1.当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(サービス)の提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の施設数の不足が発生したことによるものを除きます。)を除き、変更補償金を旅行終了の日翌日から起算して30日以内に支払いたします。ただし、当該変更について、当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生すること、当該変更の場合には、変更補償金として規定なく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
  - イ.次に掲げる事由による変更
(ア)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)旅行参加者の生命又は身体的安全確保のため必要な措置
  - ロ.第13項から第16項の規定に基づいて旅行契約が解除されたとき当該解除された部分に係る変更
- 2.当社が支払うべき変更補償金額は、お客さまおよび当社に対して一旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また、お客さまおひとりに対し一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 3.当社がお客さまが同意した場合、金額による変更補償金を支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払が必要となる変更	旅行開始前	旅行開始中
1.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(リスト)を含まず、)その他の旅行の目的地的変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(リスト)を含まず、)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した乗車機関の種別又は設備のより良い料金のものへの変更(乗車等の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種別又は会社の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行地間の航空運送又は旅行終了後の空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行便の乗継便又は経路便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、眺望その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前号各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載された事項の変更	2.5	5.0

注1 旅行開始前とは、当該変更によって旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をい、旅行開始後とは、当該変更によって旅行開始日以降に通知した場合をいいます。

注2 最終日程表が交付された場合は、「契約書面」とあるを「最終日程表」と読み替えます。この表を適用し、この場合において、変更補償金の記載内容と最終日程表に記載された内容と最終日程表に記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それら両者の変更につき一件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、一件につき一件として取り扱います。

注4 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船など、または一泊の中複数発生した場合はそれぞれ、一乗車船など、または一泊につき一件として取り扱います。

注5 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によりします。

- 24.通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行参加
  - 1.当社が「提携するフラジックカード会社(以下「提携会社」とい)のカード会社(以下「会員」とい)より所定の電話による会員の署名なくして旅行代金の支払を受けるときに条件、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込みを受けられる場合があります。(以下「通信契約」とい)その場合は、本「海外募集型企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なるものでないに異なる点のみを案内します。
  - 1.通信契約の申込みは、会員は、申込みよりとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「7月〜9月の有効日等」(以下「会員番号等」とい)を当社に申しお申し込みいただきます。
  - 2.通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が(お客さまに到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
  - 3.通信契約の理由により会員のお申し込みのフラジックカードのお支払ができない場合は通信契約を解除し、パンフレット・ホームページに定める取消料と同額の旅行代金を支払ういただきます。ただし、当社が別途指定する期日まで旅行代金を支払うをいただいた場合には限りではありません。
  - 4.当社は、会員と通信契約を締結した場合でも、第11項(1)から(6)までの規定により旅行代金が算額された場合は第13項から第16項の規定によっても通信契約が解除された場合には、会員に申し払すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会社規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻金にあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額した旅行終了の日翌日から起算して30日以内に会員に対して払戻すべき旨を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
  - 5.通信契約を締結し、ようする場合であって、会員の有するフラジックカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会社規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。お客様がご承知ください。
  - 6.通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取消料を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

### 25.団体・グループの契約について

- 1.当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者と異なるものと認識したときは、旅行地において遅やけなど、旅行の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 2.契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社へ提出しなければなりません。
- 3.当社は、契約責任者が構成者に対して無い、又は将来負うことが予測されない場合は、契約責任者については、何らの責任を負うものではありません。
- 4.当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 26.現地で受入機関による契約解除

参加者が著しくプログラムの趣旨に反し、プログラムの円滑な運営を妨げると判断される場合は、受入機関または受入家族が滞在をお断りします。また、通学学校等の規律を守らない場合や無断欠席をした場合もお断り以後の控除への出席をお断りします。いずれの場合も滞在費、授業料の払い戻しはいたしません。また、お客様の都合で申し付けられた滞在先からホテル等の滞在になった場合の追加費用は、参加者の負担となります。

### 27.ホームステイの意義(参加にあたっての重要事項)

ホームステイとはホテルに宿泊するのではなく、宿泊先を提供する一般家庭に宿泊するもので、日本からの参加者が、海外の家族と共に生活すること、互いの国の文化・習慣への考え方の違いを体験し、相互の理解を深めることに、ホームステイの目的があげられます。

### 28.ご旅行条件・旅行代金の基礎

- 1.課車の手伝い、整理整頓、ホームステイ中の自分の部屋の片付けやランドメイク、洗濯などは「自身で行うようにして下さい。
- 1.入浴・日本のように毎日入浴する習慣がない国もありますので、必ずホムファミリーに利用方法を確認して下さい。
- 3.電話・ホムファミリーの電話は緊急時などやむをえない場合以外は機力使用しないようにして下さい。電話を利用する場合は、必ずホムファミリーの許可を得てください。また、深夜の電話や長電話は控えてください。なお、使用した場合は必ずその際電話料をお支払いください。
- 4.外出し・自由行動中に出る場合は、ホムファミリーに必ず連絡して下さい。また、ホムファミリーの生活スケジュールは尊重してください。
- 5.外泊・参加者本人の個人的な理由によりホムファミリー中の外泊の際は、必ずホムファミリーの同意を受け付けてください。ホムファミリーはホムファミリーや日本にいる「家族」に心配をかけることになりかねません。
- 6.その他「ホームステイ先により、上記以外でも様々なルールが設けられている場合があります。到着時に必ずご確認ください。

### 29.海外旅行中の禁止行為

- 1.たばこ・酒・未成年者の喫煙、飲酒は厳禁です。海外の法律は日本より大変厳しいので、ご注意ください。また、一部の国は年輪制限が日本と異なる場合があります。
  - イ.旅行参加者の生命又は身体的安全確保のため必要な措置
- 2.第13項から第16項の規定に基づいて旅行契約が解除されたとき当該解除された部分に係る変更

- 2.当社が支払うべき変更補償金額は、お客さまおよび当社に対して一旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また、お客さまおひとりに対し一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

- 3.当社がお客さまが同意した場合、金額による変更補償金を支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

### 変更補償金

注1 旅行開始前とは、当該変更によって旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をい、旅行開始後とは、当該変更によって旅行開始日以降に通知した場合